

# サカイへの残業代請求に関するQ & A

**Q1** サカイへの判決の内容はどんなものですか？

**A1** ドライバー（現業職）3名がサカイに対して残業代を請求した事案です。  
サカイの給与体系が労働基準法に違反するもので、未払残業代として一人当たり300万円程度の支払いが命じられました。詳しくは、2024年5月17日、2023年8月22日の各トピックスをご覧ください。<http://www.san-tama.com/topics>

**Q2** どの支社でも残業代を請求できますか？

**A2** 請求できると考えています。

**Q3** 給与明細などありませんが、大丈夫でしょうか？

**A3** 訴訟手続のなかでサカイに開示させていきたいと考えています。

**Q4** 賃金を放棄するという合意書にサインしてしまったが大丈夫でしょうか？

**A4** 弁護団としては、この合意書は、不当・無効と考えています。まずはご相談ください。

**Q5** 既に退職していますが、請求できますか？

**A5** 退職時期が3年以内であれば、請求することができます。

**Q6** 請求の依頼を当事務所にする場合、弁護士費用はどれくらいかかりますか？

**A6** 依頼当初に印紙代等のため実費5万円だけいただきます。着手金は0円です。事件終了時の報酬は得られた金員の22%（税込）をお願いさせていただきます。

**Q7** 現役で働いています。報復が怖くて裁判できません。

**A7** 全国から同様のご相談を受けています。まずは私たちにご相談ください。

相談申込フォーム⇒ <https://forms.gle/1Z6WEHca5qSCQc8C7>

